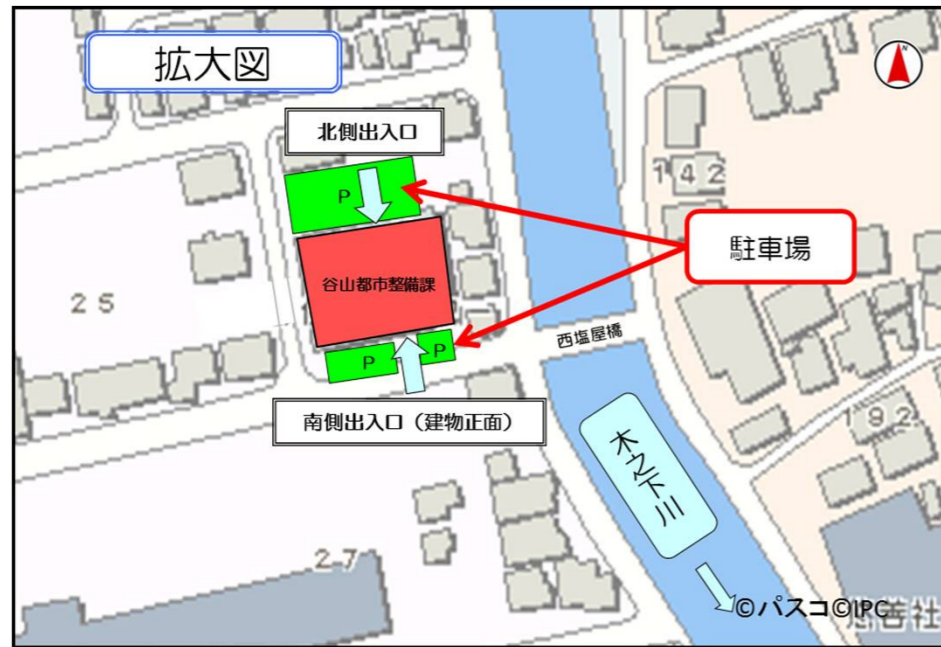
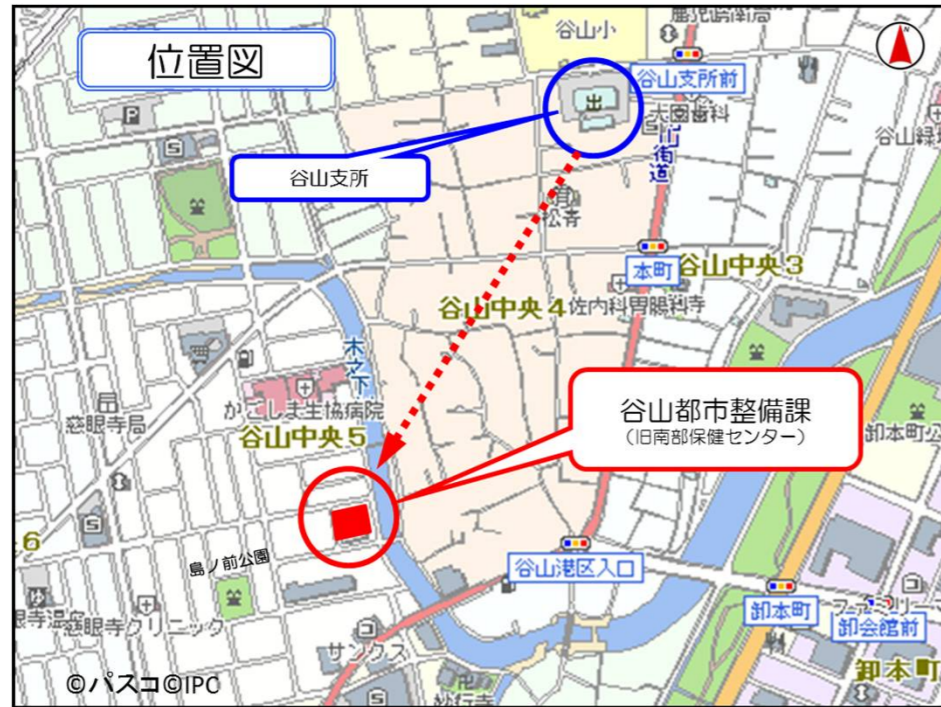


谷山都市整備課 位置図



※ 平成26年4月14日より谷山支所から事務室が移転しておりますのでご注意ください。
 ※ 駐車場がありますので、お車でお越しの際はご利用ください。

谷山第三地区
区画整理だより

第12号

仮換地(案)の供覧を実施しました

仮換地(案)の供覧につきましては、平成26年8月8日から8月21日までの2週間実施し、635名の権利者(全体の約64%)の方々が、仮換地(案)を閲覧されました。供覧期間中は、長時間お待ちいただくこともございましたが、ご協力頂きありがとうございました。

なお、都合により、期間中に仮換地(案)を閲覧できなかった方や、再度、仮換地(案)を確認したい方がいらっしゃいましたら、谷山都市整備課までご連絡ください。なお、仮換地(案)に関する内容につきましては、供覧の際と同様に土地所有者ご本人、若しくは委任状をお持ちの方でないとは閲覧できませんのでよろしくお願い致します。

「要望・意見書」について

閲覧いただいた仮換地(案)に関して、要望、意見などがある方には、「要望・意見書」の提出をお願いしております。

なお、「要望・意見書」の提出につきましては期限は特に設けておりませんが、考えがまとまりましたら早めの提出をお願いします。

今後、皆様からいただいた要望・意見を整理し、個別協議を進める中で要望・意見の内容について確認させていただきながら仮換地(案)の修正を検討してまいります。

また再度、提出したいなど、何かございましたら谷山都市整備課までご連絡下さい。

共有代表者及び相続代表者選任のお願い

「共有名義の土地」や、「相続の手続きが終了していない土地」については、関係する権利者が複数いらっしゃるため、どなたかを代表者に定めていただき、事業に関するお話をさせていただきますと考えております。

つきましては、今後の個別協議をお願いするまでに、権利者間で協議の上、共有名義の土地は「共有代表者」を、相続の手続きが終了していない土地は「相続代表者」を選任して下さいますようお願いいたします。なお、代表者が決まりましたら市の方へ届出をお願いいたします。

届出の様式等、詳しい内容については、谷山都市整備課までお問い合わせ下さい。

～ 谷山第三地区土地区画整理事業に関するお問い合わせ先～

鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課 谷山第二地区係

(住所) 〒891-0141 鹿児島市谷山中央五丁目26-7 (旧南部保健センター)

電話：099-269-8436 (係直通)

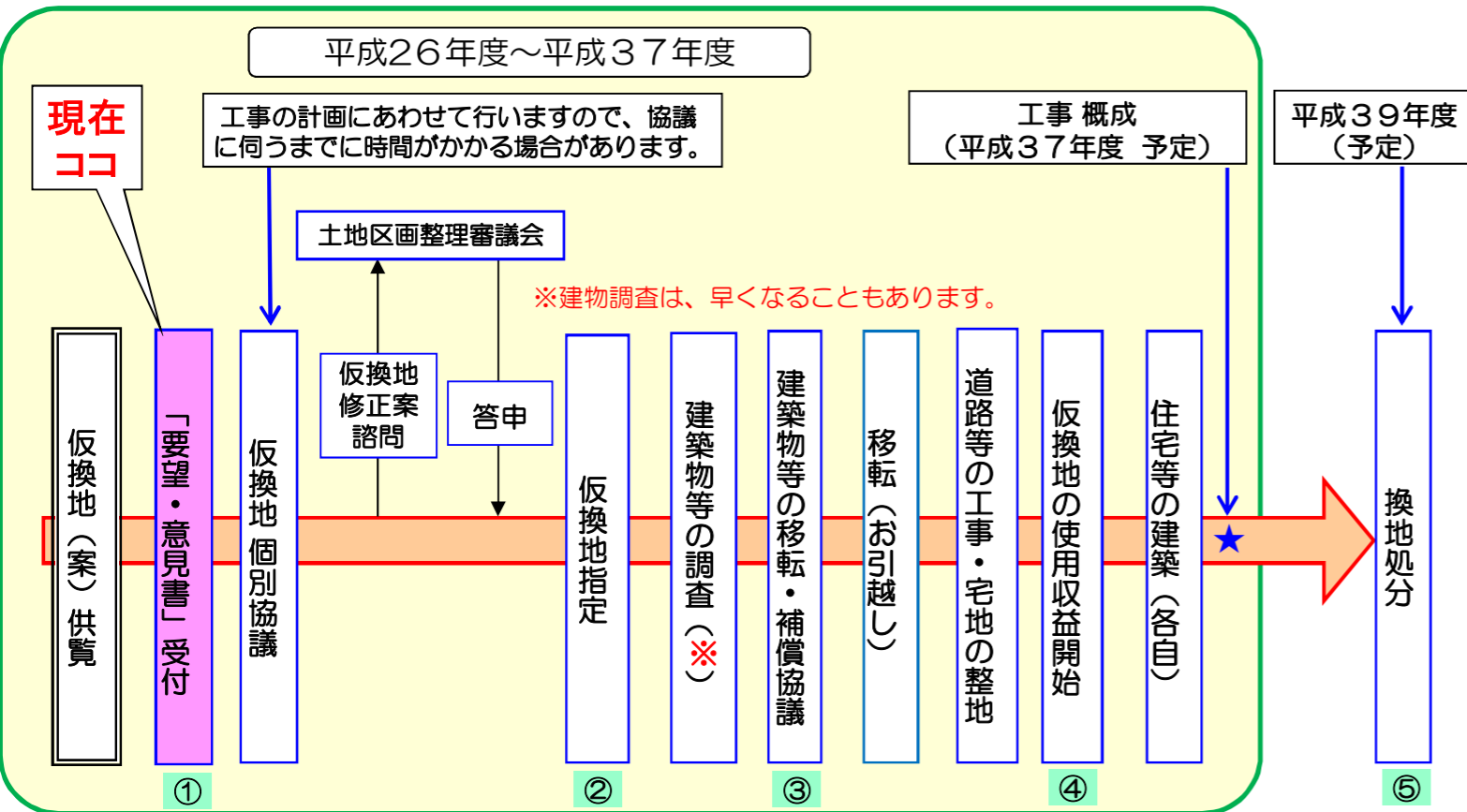
FAX：099-268-2602

メール：tanito-dai2@city.kagoshima.lg.jp

リサイクル適性の表示：紙ヘリサイクル可

事業の流れについて

仮換地（案）の供覧が終わったことから今後は、個別協議に入ってまいります。個別協議は、工事の計画にあわせて順次進めていくため、場所によっては、個別協議に何うまでに時間がかかる場合が考えられます。ご理解のほどよろしくお願い致します。



① 「要望・意見書」受付

「要望・意見書」を参考に、仮換地の個別協議に入ります。皆様の要望は、可能な限り配慮いたしますが、内容によっては反映できない場合もあります。

② 仮換地指定

仮換地の個別協議、土地区画整理審議会への諮問を経て、市から権利者の方に「仮換地指定通知書」をお送りします。この通知により、権利者の仮換地が正式に確定します。（行政処分）※登記は修正されません

③ 建築物等の移転・補償協議

従前の宅地上の建物等について、移転をお願いする時期になりましたら、建物等所有者との協議に入ります。なお、移転に要する費用等は、基準に基づき、補償します。※移転の工法等は、この協議の中でお話しします。※仮換地が決まらなると移転に関するお話しはできません。

④ 仮換地の使用収益開始

仮換地先の水道等の整備が終了し、宅地として利用できるようになった時点で、仮換地の使用収益（家の建築や現地の利用）が開始できます。

⑤ 換地処分

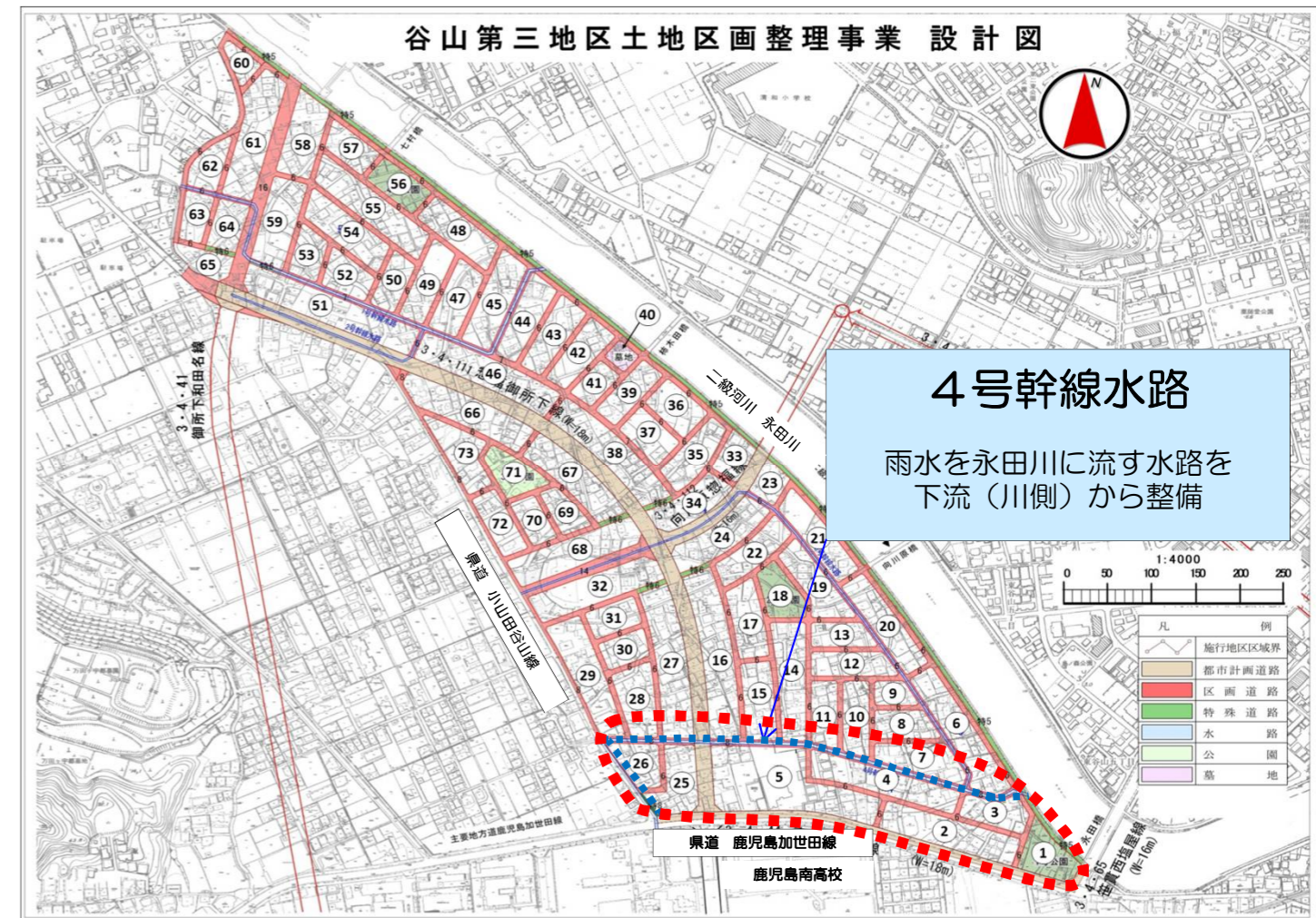
全体の工事終了後、地区内の測量や換地計画の作成、認可等の手続きを経て、「換地処分」を行います。換地処分によって、「仮換地」が「換地」になるとともに、清算金が確定します。

仮換地の個別協議の進め方

仮換地の個別協議につきましては、工事の計画にあわせて順次進めていくこととしております。

工事につきましては、まず雨水等の排水処理のため幹線水路の整備を進めることが必要なこと、また、公共下水道（污水）の幹線が県道鹿児島加世田線に設置されていることなどから下記の図に示しておりますように、青破線の4号幹線水路の整備を進めるために、**赤破線で囲まれた付近から仮換地の個別協議を進めていく予定です。**

今後の個別協議の進め方につきましては、進捗状況に応じて「区画整理だより」などでお知らせしてまいりますのでよろしくお願い致します。



権利の変動等についてお知らせ下さい

下記のような権利の変動、住所氏名の変更などがございましたら谷山都市整備課にもお知らせください。

「区画整理だより」などのお知らせや仮換地の個別協議等、皆様にご連絡等を円滑に行うためにもご協力をよろしくお願い致します。

- 【相続届】 相続が発生した場合
- 【所有権移転届】 所有権が移転した場合
- 【住所氏名変更届】 住所や氏名が変わった場合